

藤沢市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正について
藤沢市職員の勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

2025年（令和7年）2月13日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
藤沢市職員の勤務時間等に関する条例（昭和38年藤沢市条例第35号）の一部
を次のように改正する。

第11条第1項中「その他規則で定める者」の次に「（第16条第1項において
「配偶者等」という。）」を加える。

第15条第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に
改め、同条第4項中「中「3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育する」と
あり、」を削る。

第16条を第18条とし、第15条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第16条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至つ
たことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度
又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その
他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条
において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その
他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月
1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知ら
せなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

別表第2子の看護休暇の項を次のように改める。

子の看護等休暇	職員の養育する満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の看護及び疾病の予防を図るために必要なその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして別に定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち別に定めるものへの参加をすることをいう。）を行うため職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。	1年につき7日（その子が2人の場合にあつては10日、3人以上の場合にあつては15日）の範囲内の期間
---------	---	---

別表第2備考3中「（当該職員としての任期が6月以上ある者又は現に6月以上引き続いて勤務している者に限る。）」、「で、かつ、当該職員としての任期が6月以上あるもの又は現に6月以上引き続いて勤務しているもの」、「（現に6月以上引き続いて勤務している者に限る。）」及び「で、かつ、現に6月以上引き続いて勤務しているもの」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正及び公務員人事管理に関する人事院からの報告を考慮し、本市の休暇制度等を見直すこと及び介護の申出があった場合等における措置等の新設をすることに伴い、所要の改正を必要による。